公 告

次のとおり条件付一般競争入札(事後審査型)を行います。 令和6(2024)年2月20日

収支等命令者
SAGA2024実行委員会
会長 山口 祥義

1 入札に付する事項

(1) 品名 補聴援助システム(受信機、送信機、中継器、ペアリング設定機)

(2)数量 受信機 18台

送信機 11 台 中継器 13 台

ペアリング設定機 8台

(3)調達物品の仕様 仕様書のとおり

(5)納入場所 佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号 佐賀県庁新館11階

S A G A 2 0 2 4 実行委員会事務局 S A G A 2 0 2 4 施設調整チーム

2 入札参加資格

- (1) 物品の製造、修理、購入又は賃貸借に関する競争入札に参加することのできる者の資格及 び資格審査に関する規程(昭和41年佐賀県告示第129号)第1条に規定する入札参加資格 を、入札書の提出期限の時点で有すること。
- (2) 佐賀県内に本店、支店又は営業所を有していること。
- (3) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
- (4) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき更正手続開始又は民事再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (5) 開札の日の6か月前から開札の日までの間、金融機関等において手形又は小切手を不渡り した者でないこと。
- (6) 佐賀県発注の契約に係る入札参加資格停止処分又は指名停止処分を受けている者でない こと。
- (7) 自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者でないこと、及び次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号) 第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
 - イ 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

- ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は 積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (8) 入札参加届を提出していない者は入札に参加できない。

3 入札参加資格を得るための申請の方法

- 2 (1) の資格のない者で競争入札への参加を希望するものは、佐賀県所定の「入札参加資格認定申請書」様式に必要事項を記入のうえ、令和6年2月22日(木)までに下記提出場所へ直接持参して提出すること。
 - ① 入札参加資格認定審査を担当する部局の名称及び申請書の提出場所 郵便番号 840-8570 佐賀県佐賀市城内一丁目 1 番 59 号 佐賀県出納局総務事務センター 用度・車両担当 電話 0952-25-7194 E-mail:soumujimu@pref.saga.lg.jp
 - ② 申請書様式の入手先 上記①の部局又は佐賀県のホームページから入手してください。

4 入札者に求められる義務

入札に参加しようとする者は、「入札参加届」と「営業概要書」を令和 6 年 3 月 1 日 (金) 17 時までに下記の提出先に持参又は郵送(同担当課必着)してください。

提出した関係資料等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。 また、必要に応じて追加資料の提出を求めることがあります。

なお、提出された資料については、当該事業に関する目的以外には使用しません。

「入札参加届」を提出した後、入札に参加しないこととした場合は、「辞退届」を提出して ください。

5 入札及び開札

(1) 入札参加届及び営業概要書等の提出場所、契約に関する事務を担当する部局 郵便番号 840-8570 佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号 SAGA2024実行委員会事務局施設調整チーム 会場・施設担当 (SAGA2024・SSP推進局SAGA2024施設調整チーム) 電話 0952-25-7174

E-mail saga2024shisetsu@pref.saga.lg.jp

(2) 入札条件書の交付方法

令和6年2月20日(火)から同年3月1日(金)まで佐賀県又はSAGA2024実

行委員会のホームページから入手してください。

(3) 入札方法に関する事項

第1回目の入札の入札書在中の封筒に「補聴援助システム購入に係る入札書在中 1回目」と表書きし、再入札の入札書在中の封筒には、「補聴援助システム購入に係る入札書在中 2回目」から順に回数を記載して、それらをまとめて別の封筒に入れ、表面に「入札書在中」と記載して郵送(ただし特定記録郵便等、追跡可能な方法に限る。)してください。

(4) 入札書の提出先及び提出方法

令和6 (2024) 年3月5日 (火) 午後5時までに、5の(1)の提出先に、郵送(ただし特定記録郵便等、追跡可能な方法に限る。)により必着のこと。

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時 令和6 (2024) 年3月6日 (水) 午前10時

イ 場所 佐賀市城内一丁目1-59

佐賀県庁新館 11 階 佐賀県 SAGA 2024 · SSP推進局

SAGA2024局内会議室

(5) 開札に関する事項

開札は、当該入札に関係のない職員が立ち会った上で開札することとし、入札参加者 の立会いは求めないものとします。

6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。 なお、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちにくじ引きにより、落 札者を決定します。この場合において、当該入札事務に関係のない県職員にくじを引かせるも のとします。

7 再度の入札

再度の入札については、次のとおりとします。

- (1) 開札をした場合において、6 による落札者がいない場合は、開札後直ちに再度の入札(以下「再入札」という。)を行います。
- (2) 再入札の執行回数は、2回(1回目の入札を含め3回)を限度とします。
- (3) 再入札においても落札者がない場合は、再入札をした者のうち、最低の価格で入札をした者と随意契約の協議を行い、合意を得た場合、その者と契約の締結を行います。

8 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する者が行った入札は無効とします。なお無効入札をした者は再度 の入札に参加することができません。

- (1)参加する資格のない者
- (2) 当該競争について不正行為を行った者
- (3)入札書の金額、氏名及び印鑑について誤脱又は判読不可能なものを提出した者
- (4)入札書の文字及び記号について消滅しやすい方法で記入されたものを提出した者

- (5)入札書の金額の最初に¥の記号を記入していない、又は入札書の金額にアラビア文字を用いていないものを提出した者
- (6) 入札書の金額を訂正したものを提出した者
- (7)入札書の誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるものを提出した者
- (8) 民法 (明治 29 年法律第 89 号) 第 95 条 (錯誤) により無効と認められるものを提出した者
- (9) 一人で2以上の入札をした者
- (10) 代理人でその資格のない者
- (11) 前各号に掲げるもののほか、競争入札の条件に違反した者

9 入札の撤回

入札者は、その提出した入札書の撤回、書換え又は引替えをすることができません。

10 入札の中止

次の各号のいずれかに該当する場合は、入札を中止します。この場合の損害は入札者の負担 とします。

- (1)入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるとき。
- (2) 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないとき。

11 入札の辞退

入札に参加する者は、入札書提出前までいつでも入札を辞退することができますが、辞退する場合は、速やかに別に定める入札辞退届(様式 7)を提出してください。

なお、入札を辞退した者は、これを理由として以後に不利益な扱いを受けるものではありません。

12 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

佐賀県財務規則第103条第3項第2号の規定により免除する。

イ 契約保証金

佐賀県財務規則第115条第3項第3号の規定により免除する。

13 問い合わせ先

SAGA2024実行委員会事務局 施設調整チーム 会場・施設担当 (佐賀県SAGA2024・SSP推進局 SAGA2024施設調整チーム内) 電話 0952-25-7174

E-mail saga2024shisetsu@pref.saga.lg.jp